

# 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

一関市立舞川中学校

## I いじめの防止のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、ならびに関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標「心豊かで 知性を磨き たくましい実行力のある生徒」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進していく。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

### 2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 第2条より】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であること。
- (2) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではないこと。本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- (3) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要であること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることから、背景にある事情調査を行い、生徒の感じる被害性等に着目して、いじめに該当するか否かを判断すること。
- (5) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (6) いじめは、学校・家庭地域社会等全ての関係者が各々の役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること。
- (7) いじめの態様は以下のようなものがあること。  
\*冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- \*仲間はずれ、集団による無視をされる
- \*軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- \*ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \*金品をたかられる
- \*金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \*嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \*パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ※その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがあること。

#### 4 いじめの防止等の対策のための組織 【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置する。

##### (1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、(特別支援コーディネーター、SC等)

##### (2) 取組内容

###### ①いじめ防止基本方針の策定【校長】

年間指導計画の作成(道徳教育の全体計画への位置付けを含む)【教務主任・生徒指導主事】

###### ②いじめに関わる校内研修会の企画・立案【生徒指導主事】

###### ③未然防止、早期発見の取組【生徒指導主事・養護教諭】

###### ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学年の状況報告等)【生徒指導主事・養護教諭】

###### ⑤いじめ防止に係る生徒の自主的活動の推進に関わること【生徒指導主事・生徒会担当】

###### ⑥学校いじめ防止基本方針の点検・見直し【校長・副校長】

###### ⑦いじめ事案発生における対処【全教職員】

##### (3) 開催時期

隔月1回(主に金曜日)を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 全教職員は、学級や学校が生徒の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、学校生活のあらゆる場や機会を捉えて、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用観や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持たせる。

- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び特別活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、道徳の時間・学級活動・教育相談等の充実を努める。
- (6) インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒による自主的活動に対する支援を行う。
- (8) 発達障がいを含む特に配慮が必要な生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行っていく。
- (9) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、日常的に外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (10) 東日本大震災津波により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## 2 児童生徒に培う力とその取組（集団への指導・支援）

- (1) 道徳の授業を要としながら、自分も他人も共にかけがえのない命を与えられて生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどのように関わったらよいかを考え話し合う機会を意図的に設定し、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通して、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をすることができる言語能力を育成する。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した『心のサポート授業』等を通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高めるとともに、いじめを受けた時のSOSの出し方については学級担任が年度始めの学級開きの際に確認しておく。

## 3 パソコン・スマホ・携帯電話等のインターネットを通じて行われるいじめの未然防止対策

- (1) 一関市教育委員会・小中学校長会・小中学校PTA連合会による「携帯電話・スマートフォンの取扱について【中学生版】」を生徒並びに保護者に提示し、周知徹底の上協力を依頼する。【副校長】
- (2) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために必要な啓発活動として、年度始めのPTA総会が開催される日に外部講師招聘し、スマホ・携帯電話等やインターネット等の情報モラル教育について、生徒・教職員・保護者とともに学習する機会を設定する。【教務主任・生徒指導主事】
- (3) 必要に応じて、岩手県教育委員会や県立総合教育センター、一関警察署等との関係機関と連携して対処する。【副校長・生徒指導主事】

#### 4 生徒の自主的な取組（いじめを生まない集団づくりのための取り組み）

- (1) 生徒会による「いじめゼロ宣言」等の取組【生徒会担当】
- (2) 校内いじめ防止標語・ポスターの作成【生徒会担当】
- (3) 生徒会によるスマホ・携帯利用に係る「舞マナー」の徹底【生徒指導主事・生徒会担当】
- (4) 好ましい人間関係づくりをねらいとする生徒会行事の取組（校内球技大会、MVP等）【生徒会担当】
- (5) 人権啓発等に係る各種コンクール・イベントへの参加（人権作文コンクール等）【国語科・美術科】

#### 5 家庭・地域との連携

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を、校報やホームページに掲載するなどして広報活動に努める。【副校長】
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。【副校長】
- (3) 本校のいじめ防止等の取組について、校報や学級通信等で保護者に理解と協力を呼びかけるとともに、学年PTA懇談会で協議する。【校長・各学級担任】
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。【教務主任】

#### 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修 年3回 【生徒指導主事・教務主任】
  - ① 情報モラル教室 (4月)  
外部講師を招聘し、全校生徒・保護者・教職員を対象に、授業参観・学年PTA懇談会の日に合わせて開催する。
  - ② Q-Uテスト分析による学級・生徒支援についての校内研修 (8月)(2月)  
Q-Uテスト結果を各学級担任が分析をし、そこから見える生徒個人に係る情報並びに学級全体の人間関係の状況等について全教職員で共有する。
- (2) いじめ問題への取組についての教職員による自己診断 年1回(12月)【副校長】

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。  
(学級担任は、生活記録ノート、生活悩み事アンケート(奇数月実施)等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るように努める。職員会議や校内研修の時間も、教職員が輪番で巡回指導にあたる。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換を密にしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 保護者や地域住民、関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## 2 「心とからだの健康観察」・いじめアンケート及び教育相談の実施

見えにくい生徒の内面的な部分の情報をできるだけ把握し、いじめの早期発見につなげるために、生徒や保護者からのアンケートによる情報収集を定期的に行う。【生徒指導主事・養護教諭・SC】

(1) 生徒を対象とするアンケート調査	年5回（5月下旬、7月、9月、11月、1月）
(2) 心とからだの健康観察	年1回（9月上旬）
(3) 保護者を対象とするアンケート調査	年2回（6月、11月）
(4) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査	年3回（6月上旬、9月中旬、11月）
(5) 個別面談	随時
(6) スクールカウンセラーによる教育相談	SCの訪問スケジュールに合わせて実施（全生徒対象）

## 3 相談窓口の周知

いじめられている生徒が教職員や保護者に相談することは、非常に勇気が伴う行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応については細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときには、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校における『いじめの相談窓口』は、下記の通りとし、年度始めの学活の時間に生徒に周知する。

❖ 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）	・・・	全教職員が対応
❖ スクールカウンセラーの活用	・・・	教育相談担当（生徒指導主事・養護教諭）へ
❖ 地域からのいじめ相談窓口	・・・	副校長
❖ インターネットを通じて行われるいじめ相談	・・・	学校または一関警察署生活安全課
❖ 市町村設置の相談窓口	・・・	一関市教育研究所（0191-26-3030）
❖ 24時間いじめ相談電話（岩手県教育委員会）	・・・	019-623-7830（24時間対応）

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめの問題に対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、「いじめ問題対策委員会」において速やかに情報共有を行い、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定する。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒を徹底して守り通すとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、当該生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。
- (5) 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめ問題に係る情報や指導経緯等について適切に記録しておく。

## 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

### いじめ問題対策委員会

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめ行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに生徒指導主事に報告しなければならない。報告を受けたならば、直ちに「いじめ問題対策委員会」を開催し、校長以下全ての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、または警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒やその保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をするとともに、それらの情報を適切に記録する。
- (5) いじめを認知した場合、校長は直ちにその概要について、一関市教育委員会学校教育課生徒指導担当指導主事あて（TEL：0191-82-2239）電話にて報告するとともに、「いじめ速報」（報告様式1）を送付する。その後、校長は2週間以内に「いじめ報告書」（報告様式2）を一関市教育委員会あて提出する。
- (6) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (7) 指導後においても、いじめを受けた生徒を複数の教職員で見守りを行うなど、被害生徒の安全を確保する。また、被害生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (8) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を・支援を継続的に行う。
- (9) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。

## 3 警察との連携

### いじめ問題対策委員会

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、一関市教育委員会及び一関警察署生活安全課と連携しながら毅然と対処する。【窓口：副校長】

## 4 インターネット上のいじめへの対応

### いじめ問題対策委員会

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ問題対策委員会」を開催して情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため一関市教育委員会と連携し、プロバイダ等に情報削除を求める。【窓口：副校長】
- (2) 生徒の生命、身体または財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに一関警察署生活安全課に通報し、適切な指導・援助を求める。【窓口：副校長】
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、スマートフォンや携帯電話等によるものが大部分であることから、家庭内での使用ルールについての啓発活動を随時行い、家庭と連携しながらいじめ防止及び効果的な対処に努めていく。【窓口：副校長】

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは 【いじめ防止対策推進法 第28条】

いじめを受けた生徒の状況に着目し、次のような場合をいじめの重大事態として捉える。

- ◆ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ◆ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）

- (1) 重大事態は、事案関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- (2) 被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたること。
- (3) 重大事態として扱われた事例

※下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があること。

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
  - ・軽傷で済んだものの、自殺を企画した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
  - ・リストカットなどの自傷行為を行った。
  - ・暴行を受け、骨折した。
  - ・投げ飛ばされ脳しんとうとなった。
  - ・殴られて歯が折れた。
  - ・カッターナイフで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
  - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続いたこと。
  - ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
  - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
  - ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。

### 2 重大事態の報告

いじめ問題対策委員会

- (1) 重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに一関市教育委員会に報告する。
- (2) 被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告にあたること。

### 3 重大事態の調査

- (1) 調査を開始する前に、被害生徒及びその保護者に対して、下記のことを説明する。
- ① 調査目的・目標
  - ② 調査主体（組織の構成、人選）
  - ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
  - ④ 調査事項（調査となるいじめ行為、学校の対応等）
  - ⑤ 調査方法
  - ⑥ 調査結果の情報提供  
どのような情報をどのような形式で被害生徒・保護者に提供するのか説明しておく  
（個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合があることを含む）

(2) 調査

■ **学校が主体となる場合**

一関市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ問題対策委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 調査結果を一関市教育委員会に報告する。
- ⑤ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（個人情報に配慮する）
- ⑥ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑦ 「いじめ問題対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校全体で取り組む。

■ **学校の設置者（一関市教育委員会）が調査の主体となる場合**

一関市教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ◇ いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- ◇ いじめの早期発見にかかわる取組に関すること
- ◇ 教育相談などを通して、生徒の話をしっかりと聴く姿勢づくりに関すること

## Ⅶ その他

### 1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

- (1) 保護者ならびに地域住民に、いじめの問題やその取組について理解を深め協力を得るため、本校PTA、舞川幼稚園・舞川小学校、舞川地域課題対策協議会等との連携を図りながら、いじめ防止対策推進法の趣旨及びこの法律に基づく本校の基本方針や取組の具体に係る協議の場を年1回開催するとともに、広報啓発を積極的に行う。
- (2) 普段から家庭や地域との関係を良好に保つために、連絡体制や通信の発行、授業参観、地域団体との懇談会やPTA活動などを積極的に行う。

### 3 いじめの「解消」の定義について

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていること。

- 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為の止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上続いていること。
- 被害生徒本人及びその保護者に対し面談等を行い、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## Ⅷ いじめ防止に係る年間指導計画

月	いじめ問題対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
4	<b>定例会①</b> ・いじめ防止基本方針の確認 ・4～5月の指導計画	・いじめ防止基本方針の説明（PTA総会） ・特に配慮が必要な生徒についての情報共有（「個別の支援計画」、「個別の指導計画」含） ・情報モラル教室（生徒・教職員・保護者）	
5		・Q-Uテスト	・いじめアンケート調査（生徒）① ・教育相談①（学担・SC）
6	<b>定例会②</b> ・5月いじめアンケート結果 ・6～7月の指導計画		・いじめアンケート調査（保護者）① ・いじめアンケート調査（生徒）②
7	<b>定例会③</b> ・4～6月の取組反省 ・6月いじめアンケート結果 ・8～9月指導計画	・「いじめゼロ宣言確認集会」生徒会	
8	・校内研修（QUテスト分析）	・教職員の校内研修	
9			・心とからだの健康観察 心のサポート授業→調査→教育相談 （3点セットでの実施） ・いじめアンケート調査（生徒）③ ・教育相談②（SC）
10	<b>定例会④</b> ・心とからだの健康観察と教育相談からの情報共有 ・9月いじめアンケート結果 ・10～11月の指導計画	・人権啓発・いじめ撲滅等に係る各種コンクールに向けた取組（国語科）	
11		・授業参観 特別活動・道徳（学担） ・Q-Uテスト	・いじめアンケート調査（生徒）④ ・いじめアンケート（保護者）② ・教育相談③（学担）
12	<b>定例会⑤</b> ・8～12月取組反省 ・11月いじめアンケート結果 ・1～2月指導計画	・教職員の校内研修 「いじめ問題取組の自己診断（教職員）」	
1		・教職員の校内研修 （Q-Uテスト分析・情報共有）	・いじめアンケート調査（生徒）⑤
2	<b>定例会⑥</b> ・学校評価結果 ・年度反省と次年度計画 ・いじめ防止基本方針の見直し		
3			